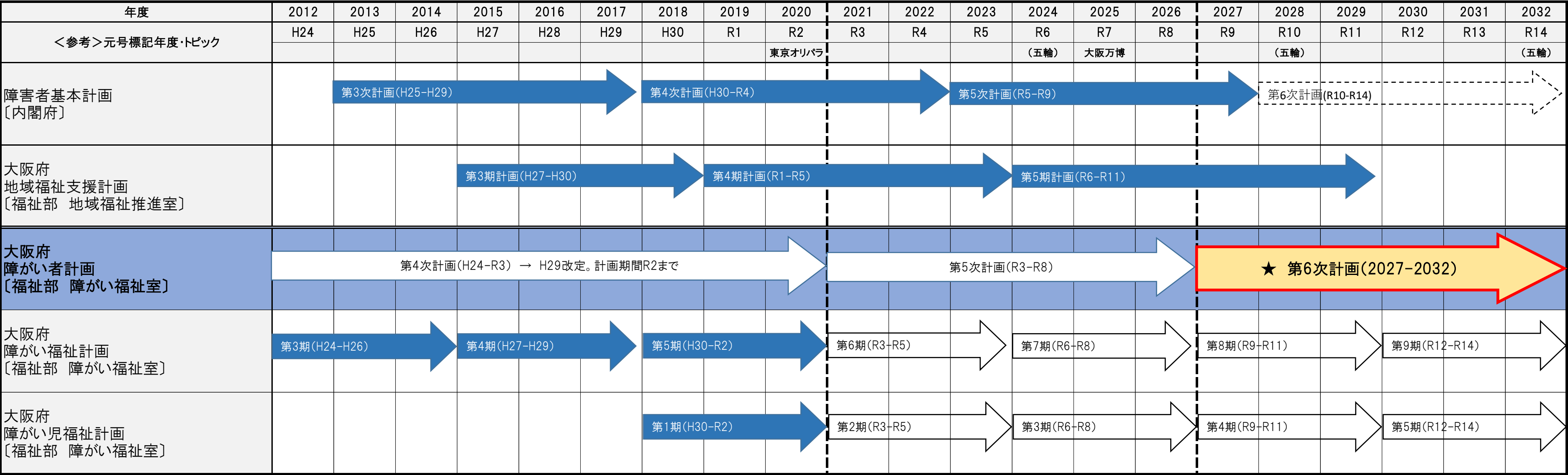


「第6次大阪府障がい者計画」の計画期間について

■第6次大阪府障がい者計画の計画期間

障がい福祉計画、障がい児福祉計画、国の障害者基本計画、府の地域福祉支援計画との関係性より、第5次計画から計画期間を6年間としたところ。
第6次計画においても、令和9年度から令和14年度までの6年間とする方向で、計画策定検討部会において議論いただく。
令和11年度は、計画の中間年かつ障がい福祉計画、障がい児福祉計画の改定時期となることから、中間見直しについての検討を行う予定。

■大阪府障がい者計画と他計画との関係性について



①障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画等との関係性について

大阪府障がい者計画は、障害者基本法に基づき策定する府の障がい者施策の方向性を示した長期計画である。本計画には、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」が内包されている。それぞれの計画は、府内での障がい者・児に対する各種障がい福祉サービスの見込み量をはじめとする、障がい者計画の施策における成果目標や活動指標を示したものとなっている。
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の指針によりその計画期間は3年間とされている。障がい福祉施策は、両福祉計画に示した数値目標等についての進捗管理を行い、PDCAサイクルを回すことにより、推進されている。
なお、難聴児の早期発見・早期支援に向けた取組み、及び「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条第1項に基づき自治体が策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」についても、本計画に位置づけ推進していく。

②上位計画(内閣府、府地域福祉計画)との関係性について

都道府県は、障がい者計画策定において、国計画(内閣府:障害者基本計画)を基本として、当該都道府県の状況等を踏まえて計画を策定することとされており、国計画の内容は基本的に都道府県計画に反映される。
また、平成30年度の社会福祉法改正に伴い、都道府県地域福祉支援計画は各福祉分野計画の上位計画として位置づけられており、障がい者計画についても、府地域福祉支援計画に示される施策の方向性との整合を図りつつ、運用・見直しを図っていかなければならない。
都道府県地域福祉支援計画の計画期間は、国の指針において概ね3～5年の計画期間とされており、現行の府地域福祉支援計画においては計画期間を6年(3年で中間見直し)としている。